

## 第2回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月28日（金）午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会 長 15番 中井 悟

会長職務代理 7番 西元 道啓

委 員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝

3番 高山 重人 5番 岩間 勇市

6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志

9番 石井 妙司 10番 金子辰四郎

11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫

13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一

16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 現況証明願いについて

第5 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 農地法第6条第1項の規定による報告について

第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 土地の意見価格の決定について

第9 農用地区域の変更について

第10 令和2年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について

第11 北海道農業士認定候補者の推薦に係る意見書について

第12 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第13 山麓地区農業委員会協議会臨時総会について

第14 後志地方農業委員会連合会臨時総会について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史

農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第2回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、1番 黒川委員と2番 近藤委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第1回の総会以降の諸般について、報告いたします。

8月4日育苗施設運営委員会を2階会議室で行っております。

8月17日山麓地区農業委員会協議会臨時総会が京極町で行われましたので、出席いたしました。

8月19日、後志地方農業委員会連合会役員会及び臨時総会、倶知安町第一会館にて行われました。局長とともに出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1からNO2について、一括上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いいたします。

13番  
(坂井委員)

議案第1号1番について、8月10日、近藤委員、杉本委員と私と3名で現地を確認してきました。場所については、別紙航空写真、議案第1号1番のとおりですが、〇〇より1キロほど下が

った場所でございます。状況につきましては、気が生い茂っており、農地・採草牧草地以外であることを確認しました。よろしくお願いたします。

3番  
(高山委員)

番号2の件ですけれども、金子委員、宮武委員、私と3名で現況を見てまいりました。場所ですが、航空写真を見ていただきたいと思います。議案第1号2番の地図です。少し右の方ですが、〇〇さん宅がありまして、この右側の方に行く〇〇と〇〇方面、左側が〇〇になっているところで、〇〇から約2.5kmの〇〇になった土地です。現状は、かなり木も大きくなりまして、畑等にはなりません。農地・採草放牧地以外ということです。よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1からNO7について、一括上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年8月28日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効

率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号5、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲

渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号6、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号7、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

それでは、引き続き、担当委員から補足説明を願います。

13番  
(坂井委員)

議案第2号1番について説明します。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、別紙議案第2号1番をご覧ください。〇〇宅裏の敷地でございます。よろしくお願いいたします。

2番について説明します。内容は事務局が説明したとおりです。場所につきましては、写真、別紙議案第2号2番をご覧ください。〇〇宅の前の敷地となっております。よろしくお願いいたします。

9番  
(石井委員)

〇〇宅のところでございます。場所は〇〇から〇〇に向かい、さらに左に進みまして、〇〇宅前を右に行ったところでございます。

11番  
(安田委員)

番号4番から7番まで説明させていただきます。

番号4番、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇宅の住宅の横に1筆と、〇〇住宅から奥に7、800mくらい入っていきますと、〇〇にぶつかりますが、その土地1筆です。

番号5番ですが、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇宅の入り口から〇〇へ300m行ったところにある土地です。

番号6番です。内容は、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇宅の横にある土地です。

番号7番です。事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇から〇〇を越えまして、〇〇から600m行ったところにある農地です。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第2号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号については、原案のとおり決定をし、許可することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和2年8月

28日提出、蘭越町農業委員会長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となりました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。

構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和2年7月22日付けで〇〇〇より平成31年1月1日から令和元年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議長 質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、本案については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年9月7日から令和7年9月6日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で、〇〇番〇が〇〇〇円、その他については〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしく申し上げます

議 長

番号1番について、担当委員の補足説明をお願いいたします。

16番  
(伊藤委員)

番号1番について、ご説明いたします。内容については、事務局の説明のとおりとなっています。場所ですけれども、航空写真を見ていただきまして、〇〇番〇の場所ですけれども、これは〇〇を渡って、〇〇mぐらい行ったところの右手にある場所になります。ほかの場所ですけれども、〇〇宅の家の前の〇〇、それと〇〇を挟んで〇〇に〇〇となっております。よろしく申し上げます。

議 長

それではこれから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。



異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案の番号1番については、本案のNO1については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。次に、番号2番について、上程いたします。農業委員会法第31条、議事参与の制限により、黒川委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(黒川委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

番号2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。

貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくをお願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員の補足説明をお願いいたします。

12番  
(坂野委員)

2番の内容について、説明させていただきます。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇の向かいに〇〇宅がありまして、その〇〇の裏手になります。よろしく申し上げます。

議 長

それではこれから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO2については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。暫時休憩といたします。  
(黒川委員着席)

再開いたします。

次に、番号3番について、上程いたします。農業委員会法第31条、議事参与の制限により、吉田委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(吉田委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

番号3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年9月7日から令和8年9月6日までの6年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。なお、一部河川敷地を含んでいるため、水張面積から河川敷地分を差し引きして契約しております。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員の補足説明をお願いいたします。

5番  
(岩間委員)

番号3番について、ご説明いたします。貸付理由につきましては、事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇を通り過ぎまして、〇〇宅の〇〇と、〇〇を挟んだ〇〇の一団地になります。よろしく申し上げます。

議長

これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案の番号3番について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。暫時休憩いたします。

(吉田委員着席)

再開いたします。

日程第8、議案第5号 土地の意見価格の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第5号 土地の意見価格の決定について、北海道財務局小樽出張所長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和2年8月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第5号、土地の意見価格についてをご覧ください。

左上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇〇の〇〇が記載しております。また、その下段には過去の財務局への意見価格を記載しております。右上段からは、ここ数年の農地売買実例を記載しております。

過去の意見価格照会の件数も少なく、価格もあまり参考にはならないですが、過去の売買実例や財務局への意見価格の照会等を参考に地区担当委員と事前に相談した上で、10a当たりの価格は、〇〇〇で〇〇が〇〇〇円として回答したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

それではこれから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

照会のあった農地の価格については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、北海道財務局へ意見価格として回答することといたします。

日程第9、議案第6号 農用地区域の変更についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第6号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。令和2年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。

今回協議があったのは、除外が1件です。

番号1番、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇外〇筆、現況は原野、面積は〇〇〇㎡です。〇〇〇したため、除外するものです。図面番号、議案第6号ご覧ください。場所は、〇〇〇から〇〇〇へ〇〇〇mほど進んだところにある土地です。

今回の変更は、除外が2筆で合計が〇〇〇㎡となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

それではこれから質疑に入ります。  
何か質疑ございませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原のとおり決定し、その旨、町へ提出いたします。

日程第10、議案第7号 令和2年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)

議案第7号 令和2年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について令和2年8月28日提出、蘭越町農業委員長名。1ページをご覧ください。

令和年度の総括を掲載しております。(1)農業・農村を取り巻く情勢ですが、前段につきましては後志地方連、道農業会議との連携によります道選出国會議員への「地域に即した農業支援についての要請活動」、続きまして、中段から作況、作柄についての記載となっております。後段につきましては、農業委員会で振興・農政専門委員会が中心となり、将来に渡って本町の農業を次世代に引き継いでいく上で必須とも言えます「担い手対策について」審議・検討を進めてまいりました。

続いて2ページをご覧ください。農業委員会の体制でございます。平成29年7月に任命制となり、任期3年の最終年となり変更はございません。

次に4ページをご覧ください。(5)系統組織活動と蘭越町農業委員会との関わり、①北海道農業会議につきましては、先ほど活動報告でも触れましたが、北海道選出国會議員要請集会、農政に関わる要望活動を全道の農業委員会と共に要請活動をしております。また、後志地方農業委員会連合会及び山麓地区農業委員会協議会につきましては、北海道4区選出国會議員への要望活動を行っております。当委員会からも農業後継者対策、基盤整備事業予算確保など数項目に渡り要望しております。2法令業務実績及び農地の流動実績以降につきましては4ページから12ページ記載のとおりとなっております。

5ページ、3専門委員会付託検討事項(1)農作業雇用標準賃金の設定となります。年農作業雇用標準賃金につきまして単価等

に改定は行わず、ラジヘリ防除ヘドローンを含む文言整理程度としました。同日付けで農事組合長を通じ全農業者、関係業者に送付しております。13ページをご覧ください。

7令和2年度の重点活動目標（1）重点活動目標の設定についてですが、昨年度からの大きな変更はございません。「農業委員会等に関する法律」が平成28年4月施行されまして、農地利用の最適化を強化していく内容となっております。本町におきましても喫緊の課題として、農地利用集積の促進、農地・担い手に対する対策を進めていかなければならないと考えられます。

中段以降には、農業・農村を取り巻く環境について記載しましたが、TPP11・日欧EPA協定・米国との物品貿易協定など、今後も動向について注視が必要であり、例年の活動として農業会議・後志地方連と協力しての活動を継続して取り進めていかなければならないと考えております。

後段から14ページにかけまして、令和2年3月に見直しが行われました「食料・農業・農村基本計画」に対し地域の実態に即した政策提案、予算要求を系統組織要望へ反映させていかななくてはなりません。16ページをご覧ください。

（5）重点目標と内容となっております。①農業委員会の体制強化については、重要課題をどのように取り組んでいくのか、重点目標の内容ということで記載しておりますが、そういう課題に向き合う体制の強化ということになります。担い手対策や農地の利用集積、また農業所得の確保と経営の安定など、様々な課題が山積しているということでございます。本体の農業委員会総会とその前段で、各専門委員会がございまして、専門委員会で議論を重ねながら、課題に取り組んでいければと思います。②担い手、新規就農者及び農業後継者の育成・確保対策について、まず個々の経営確立に向けた指導・助言ということになります。今の経営体については、一個人経営体が多数を占めますが、法人化への誘導が必要なところは検討していきながら、農地が余ってくる部分を担い手に集積するということは、一経営体・個人経営体の中も大規模といった経営に移り変わっていくと考えられます。そうした、支援への指導や助言、また農業後継者の育成は本町の基幹産業でもある水稻を中心とする農業を維持する上で大変重要な課題と考えております。そうした支援対策の方も振興農政・農地委員会の方でも議論しながら進めていけたらと思います。17ページをご覧ください。

③食糧・農業・農村基本計画、TPP11・日欧EPA等国际交

渉問題に向けての取り組みについてとありますが、これらについては今後も政府の動向を見極めながら政府の国民への情報提供と国民議論を行うとともに、そうした要望を農業会議等の系統組織とともに取り組んでまいりたいと思います。

④農地流動化対策の機能充実と遊休農地対策の強化についてです。町で「人・農地プラン」を作成しております。「人・農地プラン」の本来の目的まで達成するには、地域の中で話し合いをしながら農地の集積を進めていかなければなりません。農地がこれから5年、10年の間に余ってきた農地をどんな風を集積していくかということ、農地専門委員会等に機能していただきながら進めていければと思います。

⑤農業委員会の活動の公表について、ご覧のとおりとなります。18ページをご覧ください。

⑥農業者年金の加入の推進について、ご覧のとおりとなります。

⑦その他で国の農地集積対策、農地中間管理事業等になりますが、そうした部分の改正に係る部分、あるいは基盤整備に対する要望等を他機関とともに連携して取り進めていきたいと考えております。

大きくは昨年度と変わっておりませんが、ただ今事務局の方から説明させていただいたとおり課題がありますので、それらの解決に向けて一歩でも近づけるよう活動を進めてまいりたいと提案をさせていただきますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、局長から説明がございました。この件につきまして、先般、4、5日前に皆さんの方に送付させていただき、十分目を通していただけたと思いますけども、何かご意見、質問等ありましたら、承りたいと思いますが、どうでしょうか。

7 番  
(西元委員)

法人化へ向けてという言葉ですが、個人経営から法人化に変えるのは結構リスクとデメリットがあると思いますが、その中で、蘭越町農業委員会の指針として、このぐらいの規模で、このぐらいの収益があつて、これだけのものがあれば法人化の方が良いという感じのものが、ある程度記載されていた方が良いのではないかと。法人化を進めていく上で、具体例というのが、我々も数年前に一度法人化に関しての勉強会を開いた記憶がありますが、このぐらいの規模、規模という書き方が良いのかちょっと問題があるかもしれませんが、そういうことも若干検討して、具体的にこ

れぐらいの規模があれば法人化を進めた方がよろしいですよという感じの方が、我々農業委員としても、進めるというか、法人化が絶対良い訳ではないのですが、その中である程度作っていった方が良いのかなと思います。なかなか具体的なことを載せるのは難しいとは思いますが。

事務局  
(木村局長)

法人化について、それぞれの経営規模があつて、所得があつてというのがあつてと思いますので、調査してみて、だいたいこれぐらいの大きさでこれぐらいのというようなものを調べて、今後の指針として作ってみたいと思います。

議長

ほかにありませんか。  
よろしいですか。

全委員

質疑なし。

議長

異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案については、異議のないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。

日程第11、議案第8号 北海道農業士認定候補者の推薦に係る意見書についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(木村局長)

それでは、私から説明させていただきます。

議案第8号北海道農業士認定候補者の推薦に関わる賛同について、令和2年8月28日提出、蘭越町農業委員会会長名。

この度、北海道農業士認定候補者となっている方は、〇〇〇さん、〇〇年生まれ。お手元に、町からの賛同依頼文をお配りしております。依頼年月日は、令和2年8月21日です。

候補者に関わる説明の前に、北海道農業士の認定要件3点について、説明させていただきます。

1つ目は、道や市町村、JAなど関係機関団体等が実施する研修や農業改良普及センター等が実施する研修会に積極的に参画するなど資質向上への意欲の高い方となっております。2点目が、道内で農業に5年以上従事しており、原則30歳以上の方となっ



ております。3点目です。経営改善に積極的に取り組むと共に経営改善や青少年活動と地域活動に率先して参加活動している方、以上の3点が認定要件となっております。

それでは、候補者に関わる説明をさせていただきます。お手元の資料を2枚めくっていただきまして、下欄に1ページとして記載のあるページをご覧ください。

様々な研修に参加して、資質向上の意欲が高いかという認定要件の1点目に当たるものですが、中段右にあります、2研修歴に記載があります通り、様々な研修に参加しております。また現在、〇〇〇、〇〇〇を務めておりますので、それらに係る研修等にも積極的に参加しているということになります。2点目の5年以上農業に従事し、原則30歳以上という認定要件ですが、同ページ上段の氏名の右側に就農した年が〇〇年、就農年数が〇〇年、年齢が〇〇歳となっており、要件はクリアしております。3点目の地域活動に率先して活動しているという認定要件ですが、依頼書を1枚めくっていただきまして、下欄3ページと記載のあるページをご覧ください。上段にあります9認定候補者の各種地域行事等への参加状況、それに記載してありますとおり、〇〇〇でありまして、〇〇への参加、また、地域の振興団体であります〇〇〇に所属しております。草刈り作業等に各地域エリアの環境整備に貢献をしております。その他にも地域〇〇など、様々な活動に積極的に参加しており、町では先ほど説明させていただきました北海道農業士の3つの認定要件をクリアしており、賛同については候補者として妥当であると判断し、この度農業委員会へ賛同の依頼がきているということです。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

それでは、これより質疑及びご意見を伺います。  
質疑及び意見ありませんでしょうか。

2 番  
(近藤委員)

ここ近年の農業指導士の認定候補者の推薦してほしいときているが、過去に認定農業士になった方が、現在、どのような活動がされているのか。また、農業士になった場合、仮に蘭越町で農業士が今まで以上にどんどん増えていったことにより、道からの何かしらあるのか、推薦をすることは良いが、活動内容が全く分からない。

事務局  
(木村局長)

町内の農業士は、ここ何年で増えている。農業士になって、お手本となるような経営をしてくださいと。また、若い人に農業を伝えられるようにというようなものはありますが、近藤委員が言われたとおり、私の手元にも、何も届いてはいませんが、ちょっと整理してもらって、どのような活動をしているのかを改めて農林水産課にでも出してもらおうこととします。

議長

よろしいですか。

7番  
(西元代理)

農業指導士や農業士に認定されて、メリッ的なことを個人的に聞いたことがあります、その時には全道クラスの農業者たちが集まって、そこで意見交換会が開かれてさまざまな意見を聞けるということで、これから農業者をやっていく上で、非常に、蘭越町や地域にとって良い機会であり、これから農業を幅広く視野を持って、見ていかなければならないので、そういう集まりに出かけるのは非常にこれから蘭越を支えていく農業者にとっては、非常に重要なことなのかなと認識しております。

議長

ほかに意見ありませんか。

全委員

ありません。

議長

それでは、ただいま局長から農業士について、来月の総会までにはできる限り資料をいただくということでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案については、候補者に推薦に賛同することとし、意見書を町に提出いたします。

日程第12、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

報告第1号令和2年7月22日付けで、〇〇〇さんから、全農地の〇〇番〇外〇筆について、令和2年8月13日付けで、〇〇〇さんから、全農地の〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

つづきまして、日程第13 報告第2号 山麓地区農業委員会協議会臨時総会についてを西元代理から報告をお願いいたします。

7番  
(西元委員)

8月17日に京極町公民館で開催されました、山麓地区農業委員会協議会臨時総会について報告いたします。

出席は、中井会長、木村局長と私の計3名で出席しております。臨時総会は、山麓地区7町村農業委員会の会長、会長職務代理、事務局長など計22名の出席しております。

議事の審議につきましては、報告事項では山麓地区7町村全ての農業委員会が本年7月に農業委員の任期満了を迎え新たに選任されたため、各町村の委員の任命状況等の説明がされ、協議事項では、任期満了に伴う協議会の役員改選が上程されました。選出にあたっては、各町村農業委員会会長7名と幹事長1名の計8名により別室において協議が行われ、会長に倶知安町農業委員会大橋会長、副会長に当農業委員会中井会長と京極町農業委員後藤会長が選任されております。

なお、その他の事項で今年度の山麓地区農業委員会協議会の事業にありました蘭越町開催予定の研修会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とし、開催予定地は蘭越町のまま翌年へ持ち越しとの報告がありました。以上、山麓地区農業委員会協議会臨時総会についての報告といたします。

それと、別紙ですが山麓地区の農業委員の名簿がありますので、お目通しいただければと思います。ご報告終わります。

議長

つづきまして、日程第14 報告第3号 後志地方農業委員会連合会臨時総会について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局  
(木村局長)

8月19日に倶知安町で後志地方農業委員会連合会臨時総会が開催されまして、会長と共に出席してまいりました。

総会前に役員会が行われ、議案の審議を行っております。山麓地区協議会と同様に18市町村中14の約8割に当たる市町村が本年7月に農業委員の任期満了を迎え、新たに選任されております。

議事の審議につきましては、報告事項で管内農業委員の就任状況について報告され、協議事項としては役員の改選、幹事の改選、北海道農業会議理事及び常設審議委員の推薦について協議されました。会長の選出に当たっては、前回平成29年度改選の際に輪番制としたことから、本年7月までの北後志、赤井川村がやっておりました。次は南後志から選出されることが決まっております。南後志地区農業委員会協議会から共和町農業委員会今村会長が選出されております。幹事につきましては、お手元に配布しております名簿のとおりで当農業委員会中井会長は監事に留任となっております。また、北海道農業会議理事等については、共和町今村会長を推薦することで決定しました。

以上、後志地区農業委員会協議会臨時総会についての報告といたします。

議長 ただいまの報告について、何か聞きたいことがあれば、承りたいと思いますが、よろしいですか。

全委員 質疑なし。

議長 つづきまして、その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(木村局長) 1つ目、事務局長研修内容について、8月12日に札幌市で開催されました。私が出席しました。研修事項の中、2点について報告させていただきます。

1点目は、「人・農地プランの実質化に向けた農業委員会の取組について」です。人・農地プランとは、地域の農業者の話し合いに基づき、今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化したもので、市町村が公表したものとなっております。数年後、農地がどうなるか、どうしたら良いのかを皆で考えましょうということです。これは、平成24年に開始され、農地中間管理事業の推進に関する法律第26条に農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置づけされており、同条第3項では「農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員の農業者その他の当該区域の関係者による協議の場への出席、協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。」とされております。すでに実質化されていると判断される基準は、中心経営体（担い手＝認定農業者）

の経営面積プラス近い将来の貸付予定を農地面積全体の占める割合が5割を超えているかどうかであり、当町における実質化の状況は本年3月末時点で約86%となっておりますので、今すぐに何をという話ではありません。

町では農政係が農業者の年齢と後継者の有無などについてアンケートを実施し、集計の結果が先ほどお伝えしました約86%、現在各地域の状況を地図に落とし込むといった作業を行っております。今後、検討委員会等話し合いを持つ場を設ける予定としておりますので、依頼のあった場合にはご協力をお願いいたします。

2点目は、「家賃支援給付金に関する農業委員会業務について（第2次補正予算）」です。農林水産省が中小企業庁に照会した結果、農地の賃貸料についても対象となることが確認されております。

コロナウィルス感染症拡大により減収の負担軽減を行うための事業としては「持続化給付金」が措置されていますが、事業要件はほぼ同じとなっています。今年5～12月の売上げが任意の月において前年比5割減、または、連続する3ヶ月において前年比3割減（持続化給付金は、1～12月の任意の月5割減のみ）となっています。関係機関等にコロナウィルス感染症拡大による減収について打診しておりますが、現段階では問い合わせ等はない状況とのことです。しかし、これから収穫期を迎えるにあたりまして、町から制度について周知文書を送付予定としています。

農業委員会における対応としましては、賃貸の始期を明確にするための書類として農地法3条許可証の写し、また、これは町対応となりますが農地利用集積計画の広告文の写しなどの提供依頼が考えられ、申請時期が令和3年1月15日までとタイトなスケジュールですが事務局で対応することとします。

以上、市町村農業委員会事務局長についての報告といたします。

2つ目、本日総会終了後、農作物の作柄状況調査を実施しますので、庁舎前、マイクロバスにて全員一緒に移動します。

3つ目、次回総会は9月24日木曜日、午前8時に開催予定としております。

4つ目、道外視察研修について会長、代理、協議会長と事前に相談し、今年は昨今の状況から今年度は中止といたたく提案させていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第2回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時00分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩